

## 須坂市農業委員会 令和3年5月総会 議事録

- 1 招集 令和3年5月31日(月) 午後3時00分
- 2 開会 令和3年5月31日(月) 午後3時00分
- 3 閉会 令和3年5月31日(月) 午後4時45分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)  
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村	嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤	敏志

- 6 欠席した農業委員 なし  
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について  
(→農業委員会許可)

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

報告第8号 農地法施行規則第17条第2項の下限面積(別段面積)の適用の可否について  
(→農業委員会可否決定)

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第5号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について  
(2アール未満の届出)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会5月総会を開会いたします。  
本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。  
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 どうもご苦労様です。早いもので5月も月末となりましたが、コロナウイルス感染の影響もいまだ終息に至っていない中、農作業も大変忙しいとは思いますが、5月総会にご参集いただきましてありがとうございます。

議長 5月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。それでは、議事に入ります。最初に、議事録署名委員の指名を行います。須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、10番小林昇委員、11番山岸幸子委員をご指名申し上げます。それでは、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について申請件数8件について、審議いたします。事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませうか。

8番 No.1とNo.2について、経営面積がゼロですが新規就農ということですか。農機具無償貸与となっておりますが、どちらから借りるのですか。

事務局 新規就農となります。農機具は叔父にあたるNo.1の貸人から借りるとのことです。

12番 No.5からNo.8の共有地の権利移転の関係ですが、堤外地は個人所有と共有名義の土地があるのは承知していますが、共有地の制度的なものについてはあまり理解していません。この辺をご説明いただきたい。

6番 私から説明します。共有地につきましては共同所有している土地で、〇〇共有地が管理をして耕作権を持っている土地になります。

12番 議案書の表の見方が良くわからないのですが、面積が約200,000㎡あって譲受人がこれだけの面積の農地を持っているということですか。

事務局 各筆に対してそれぞれ持分割合によって所有権を持っています。譲渡人は記載のとおり持分をもっています。

12番 要するに譲渡人はこの持分の権利を持っているということですか。

事務局 そのとおりです。譲渡人はこの持分の所有権を譲渡するということです。

12番 そうすると譲受人が権利を受けて耕作する場所はどこですか。

事務局 共有地は、割地ということで持分割合などに基づいて区割りして耕作しています。共有地には区割りの図面があるようですが、農業委員会ではここが譲受人の耕作地というようにはお示しできません。

6番 あくまでも権利を移転するということです。耕作する権利となるとと思いますが、今回は、譲渡人の事情により移転することになったとのことですか。

5番 No.2ですが、新規就農者ということですが、経基法でやらないで第3条で移転する理由を説明してください。

事務局 今回の申請者は3条でも許可できる案件で、本人の希望が3条での申請で別段面積もクリアしていましたので、そのようにしました。

5番 この方は、職業は何をされていたのか。

事務局 会社役員となっておりますが具体的な社名まではお伺いしておりません。

5番 本来なら、経基法で所有権移転して800万円の特別控除を受けるべきだと思います。申請者には経基法による申請についてもご案内しましたが、本人の意思が3条ということなので今回の申請になりました。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございませうか。

21番 No.4の譲渡人は先週お亡くなりになって身寄りもいませんが。

事務局 確認不足で申し訳ありません。許可することができませんので、取下げ等の手続きを取りたいと思います。今回はNo.4を除く7件について採決いただきたいと思っております。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第6号の8件のうちNo.4を除く7件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号の8件のうちNo.4を除く7件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について申請件数3件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第7号の3件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号の3件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について申請件数40件を議題といたします。

最初に、No.1、No.2の2件について、審議いたします。

なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号17番 春原等推進委員の退席をお願いいたします。議決後は着席を認めます。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第8号のNo.1、No.2の2件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号のNo.1、No.2の2件については、決定とすることに決しました。

それでは、春原等推進委員の着席を認めます。

議長 次にNo.3からNo.18までの16件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 No.13について貸人から取下げの申請がありましたので、これを除く15件についてご審議を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8番 No.7ですが新規就農となっておりますが法人として参入するということですか。

それとこの法人の実態について教えてください。

あとNo.8ですが借受人の住所が長野市ですが、新規就農でそこから通うということですか。

説明員 No.7ですが法人として就農するということですか。法人登記簿から農産物の生産加工をメインとする会社と認識しております。

No.8についてですが、すでにブドウを栽培しており、今後さらに耕作面積を増やしていきたいとのことです。

8番 説明員 No.8ですが、市内でやっているのですか。

説明員 長野市の方で借りているとのことです。

5番 説明員 No.7ですが、農地を始めて借りるということで、解除要件とかは付いているんですか。今回については使用賃借権の設定となります。貸主の意向が重視されますので、そういったものは付いておりません。

5番 議長 法人ということでこれからも注視していただければと思います。

議長 推進委員さんで何かございますか。

ほかにないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第8号のNo.3からNo.18までのうち、No.13を除く16件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号のNo.3からNo.18までのうち、No.13を除く16件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第8号のNo.19からNo.36までの18件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8番 説明員 No.19、24、30ですが、貸借期間が1年ですが、何か理由があるのですか。

説明員 新規就農でもなく現場もきちんと耕作されており問題はありますが、申請が1年となっておりますのでそのまま申請を受け付けております。

議長 推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第8号のNo.19からNo.36までの18件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号のNo.19からNo.36までの18件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第8号のNo.37からNo.40までの4件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

20番 議長 No.38ですが新規就農でぶどうを耕作しています。現在、貸主の自宅作業場を借りて出荷などの作業をしています。貸主は市外に住んでおられます。

議長 ほかにないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第8号のNo.37からNo.40までの4件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号のNo.37からNo.40までの4件については、決定とすることに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告件数4件、第5号農地法第4条第1項第9号の規定による届出について報告件数1件について事務局の説明を願います。

事務局  
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

この件についてご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これもちまして、5月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。